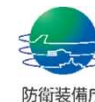


安全保障技術研究推進制度 委託契約事務処理要領 令和2年12月版からの主な変更内容

令和3年4月

防衛装備庁

令和2年12月制定版からの主な変更点(1/2)



- ◆ 本制度の事務処理要領について、以下の競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせに対応した手続が可能となるように変更
 - ・ 競争的研究費における各種事務手続き等に係る統ルールについて(令和3年3月5日)
 - － 経費の流用制限を変更(大項目間で2割まで → 5割までに変更)
(事務処理要領 p.17 様式第1-1 第2条第3項、p.32 様式第1-2 第2条第3項)
 - － 無償貸付期間中の、一時的な他の研究開発での使用を可能とする
(事務処理要領 p.7 第21、p.8 第24、p.109～115 様式第25～26-2)
 - － 証拠書類の保管を電子データでも可能とする
(事務処理要領 p.18 様式第1-1第9条、p.33様式第1-2 第9条)
 - － 本委託業務に直接従事する教務補佐員、事務補佐員、秘書の人件費について、直接経費としての計上を可能とする (事務処理要領 p.12 研究費の取扱区分表の人件費・謝金の人件費)
 - ・ 競争的研究費の直接経費から研究代表者(PI)の人件費の支出について(令和2年10月9日)
 - ・ 競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針(令和2年2月12日(令和2年12月18日改正))
 - ・ 競争的研究費におけるRA 経費等の適正な支出の促進について(令和3年3月26日)
(以上の3件は、事務処理要領 p.12 研究費の取扱区分表 人件費)
 - ・ 競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行に係る経費を支出可能とする見直し
(バイアウト制度の導入)について(令和2年10月9日)
(事務処理要領 p.15 研究費の取扱区分表 その他(諸経費))

令和2年12月制定版からの主な変更点(2/2)



- ◆ 成果公表届が必要となる条件を緩和
 - ・ 社会的に大きな影響を与えることが予想される場合のみの提出に変更
(事務処理要領 p.9第31、p.23 様式第1-1 第36条、p.39 様式第1-2第36条、p145 様式第41)
- ◆ 知的財産権の移転等に係る国の承諾について、除外規定を追加
 - ・ 子会社から親会社への移転等の際、承認手続を不要とした
(事務処理要領 p.21-22 様式第1-1 第25、27、28条、p.36-38 様式第1-2 第25、27、28条 p.121 様式第30、p.132～139様式第36～38-2)
- ◆ 様式の変更
 - ・ 様式は基準であり、効率的に業務を行う旨を追記 (事務処理要領 p.3)
 - ・ 会計実績報告書、研究成果報告書、学会等発表実績の様式を変更
(事務処理要領p.89様式第14、p.97 様式第18、p.99 様式第20)
 - ・ 裁量労働制を適用している場合に用いる証明書の様式を追加
(事務処理要領 p. 152-153 様式第46、47)
 - ・ 防衛装備庁内の組織改編に起因する、宛先、気付の変更 (ほぼ全ての様式)
- ◆ 研究費の取扱区分表の変更 (表現の明確化、外国からの研究者等の招へい経費)
(事務処理要領 p.11-16)
- ◆ 契約期間、存続条項、引用文書、不正行為等を防止するための体制整備等の義務、追跡調査等への協力について明記 (事務処理要領 様式第 第1-1及び第1-2)

この要領の適用より前に締結された契約についても、原則として、令和3年度以降は事務処理要領に従うものとするが、特段の支障があると認められる場合には、防衛省と契約相手方との協議の上、なお従前のおりとすることができる。ただし、契約書と事務処理要領の間に齟齬がある場合は、契約書が優先される。